

諮問番号：令和2年度諮問第22号

答申番号：令和3年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、有効期限を令和2年9月30日までとする障害等級3級の精神障害者保健福祉手帳の交付（以下「前回処分」という。）を受けていたところ、令和2年8月17日、処分庁に対し、
の精神科医（以下「本件医師」という。）作成に係る同年7月17日付け精神障害者保健福祉手帳診断書（以下「本件診断書」という。）を添付した精神障害者保健福祉手帳申請書（届出書）により、精神障害者保健福祉手帳の更新に係る申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 処分庁は、令和2年9月2日、本件申請に係る障害等級について、神戸市市民福祉調査委員会精神障害者保健福祉手帳判定・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定部会（以下「判定部会」という。）に対し、意見を求めたところ、判定部会は、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級と判定した。
- 3 処分庁は、上記2の判定部会の判定結果を踏まえ、令和2年9月9日、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級が3級に該当する旨決

定した。

- 4 処分庁は、令和2年9月17日、同月9日付け神[]第[]号精神障害者保健福祉手帳交付決定通知書とともに、障害等級を3級と記載した精神障害者保健福祉手帳を審査請求人に交付した（以下「本件処分」という。）。
- 5 審査請求人は、令和2年9月21日、本件処分を障害等級2級に変更する、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分は、本件診断書記載の内容・病状が前回処分時の精神障害者保健福祉手帳診断書（以下「前回診断書」という。）より重い診断であるにもかかわらず、しっかりした検討をしないまま前回処分の障害等級3級の判定をそのまま引き継いでおり、納得することができない。
- (2) 審査請求人は、[]年[]月[]日、破産が決定した。したがって、自己破産した審査請求人に金銭の扱いができるわけではないのであるから、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態は障害等級判定基準表の「金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。」に該当するものとして、障害等級2級と判定されるべきである。
- (3) 処分庁は、審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定するについて、本件診断書の⑤「④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（以下「⑤欄」という。）に審査請求人が「「職を転々としている。」と記載されていることを根拠に、「職場を変わりながらも、就労していることが読み取れる。」と主張するが、審査請求人が働くと出血が止まらなくなるために1日や3日で仕事をやめざるを得ないことをもって、「審査請求人が就労している。」とするのは不当である。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁が審査請求人に対して交付した精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級とした本件処分の適法性の有無につき判断する。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項，同条第2項，同法第51条の12第1項は，政令で定める指定都市の市長が，精神障害者からの精神障害者保健福祉手帳の交付申請に基づいて審査した結果，申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは，申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならないと定め，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）は，障害の程度に応じて重度のものから1級，2級及び3級とし，各級の障害の状態は，下記に定める内容のとおりとする旨規定している（ただし，本件事案においては1級についての規定を省略する。）。

記

「 [障害等級]

[精神障害の状態]

- 2級 日常生活が著しい制限を受けるか，又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか，又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」

イ これを受けて、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知により通知されたもの。以下「本件判定基準」という。）は、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われるものとしている。判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること。」と定め、障害の状態の判定に当たっての判定基準について、障害等級別に、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害（活動制限）の状態」に分けて、下記のとおり定めている。

記

「○ 障害等級2級について

（精神疾患（機能障害）の状態）

- 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの
- 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの
- 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの
- 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの
- 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの
- 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能

障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの

- 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの
- 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記1～7に準ずるもの

（能力障害（活動制限）の状態）

- 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。
- 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。
- 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。
- 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。
- 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。
- 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。
- 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。
- 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。

（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）

○ 障害等級3級について

（精神疾患（機能障害）の状態）

- 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの
- 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動

及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの

3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1, 2に準ずるもの

4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの

5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの

6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの

7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの

8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの

〈能力障害（活動制限）の状態〉

1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。

2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的にこなうことができるがなお援助を必要とする。

3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。

4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。

5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。

6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。

7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。

8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。

(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

ウ そこで、以下において、本件診断書に記載された審査請求人の①現在の病状及び状態像等、②生活能力の状態（日常生活能力の判定及び日常生活能力の程度）に基づき、審査請求人の障害等級を3級と判定した判定部会の判定結果を踏まえて審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級に該当するものとした本件処分が、本件判定基準及び厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業として策定された精神障害者保健福祉手帳の判定マニュアルの作成及び実態把握に関する研究（以下、同研究により策定された精神障害者保健福祉手帳の判定マニュアルを「判定マニュアル」という。）に照らして正当なものであったか否かにつき検討する。

(ア) 本件診断書は、精神科医である本件医師による令和2年7月17日（本件処分の約2か月弱前）の診断結果に基づいて作成された診断書であること、本件診断書によれば、審査請求人は、同年5月22日、本件医師から、主たる精神障害を「注意欠陥多動性障害」・従たる精神障害を「うつ病」とする診断を受けたものであることが認められる。

(イ) 精神疾患（機能障害）の状態について

本件診断書における④欄の項目(1)～(12)記載の判定事項である各病状、状態像等は、本件判定基準における障害等級1級から3級までの各（精神疾患（機能障害）の状態）欄の項目1～8にほぼ対応しているところ、本件診断書の記載によれば、審査請求人が該当する病状及び状態像等は、④欄の項目(1)「抑うつ状態」の1記載の「思考・運動抑制」、同項目(7)「不安及び不穏」の1記

載の「強度の不安・恐怖感」，同項目(10)「知能・記憶・学習・注意の障害」の5記載の「遂行機能障害」，同項目(11)「広汎性発達障害関係症状」の1記載の「相互的な社会関係の質的障害」及び同2記載の「コミュニケーションのパターンにおける質的障害」とされており，かつ，本件診断書の記載からはそれらが継続していることを読み取ることができる。ところで，審査請求人の主たる精神障害である「注意欠陥多動性障害」とは，不注意（集中力がないなど）及び多動性・衝動性（落ち着きがない，順番待ちができないなど）の二つの特性を中心とした発達障害であって，a. 集中力が持続しない，b. 継続的に一つの物事に取り組むことができない，c. ミスやなくし物が多い，d. 上の空になりやすい，などの症状がみられ，また，広汎性発達障害とは，対人関係の困難，パターン化した行動や強いこだわりなどの症状がみられる障害の総称とされるところ，本件診断書における⑤欄には，「抑うつ，不安，思考力低下により仕事が上手くできずにケアレスミスをする，また，他人との関わり方が分からず，コミュニケーションが不十分であることから，社会でも孤立しており，仕事になじめず，職を転々としている。」との記載がある。以上に述べたところを総合すると，審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は，本件判定基準の障害等級3級の〈精神疾患（機能障害）の状態〉中の「7 発達障害によるものであっては，その主症状とその他の精神神経症状があるもの」に該当するものとして，障害等級3級に該当するものと判定するのが相当である。しかしながら，本件診断書の記載をもって，審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態を本件判定基準の障害等級2級の〈精神疾患（機能障害）の状態〉中の「7 発達障害によるもの」にあっては，その主症状が高度であり，その他の精神神経症状があるもの」に該当すると判定することまでは困難というべきである。

(ウ) 能力障害（活動制限）の状態について

本件診断書における⑥の2欄の項目(1)～(8)の判定事項は、本件判定基準における障害等級1級から3級までの各〈能力障害（活動制限）の状態〉欄の1～8の項目にほぼ対応しているところ、本件診断書の記載によれば、日常生活能力関連項目である(1)「適切な食事摂取」、(2)「身の清潔保持、規則正しい生活」、(3)「金銭管理と買物」及び(6)「身の安全保持・危機対応」のうち、(1)、(2)、(6)の3項目が「自発的にできるが援助が必要、おおむねできるが援助が必要」、(3)の1項目が「援助があればできる。」とされ、社会生活能力関連項目である(4)「通院と服薬」、(5)「他人との意思伝達・対人関係」、(7)「社会的手続や公共施設の利用」及び(8)「趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」のうち、(4)、(7)、(8)の3項目が「おおむねできるが援助が必要」、(5)の1項目が「援助があればできる」とされている。以上に基づき、本件診断書の⑥の3欄において、申立人の日常生活能力の程度については、「(3)精神障害を認め、日常生活に著しい制約を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当するものと判定されていることが認められ、したがって、判定マニュアルによれば、本件判定基準・〈能力障害（活動制限）の状態〉のおおむね障害等級3級又は2級程度の状態にあるとの判定が可能である。なお、「日常生活に著しい制約を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に中程度ないしは重度の問題があって、「必要な時には援助を受けなければならない」程度のものをいうとされている。

(エ) 総合的な判定について

本件判定基準によれば、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力の障害の状態の両面から総合的に判定を行うものとされて

いる。しかしながら、この「総合的」とは、判定マニュアルによれば、「機能障害」と「生活能力障害」を並列的に加重して判定する趣旨と理解すべきではなく、障害等級の判定は、日常生活または社会生活における制限（生活能力の障害）の程度によって判定することを基本とし、精神疾患（機能障害）の状態は、生活能力の障害の状態を根拠づける重要な情報として位置づけられているものと理解すべきである。なぜなら、精神障害者保健福祉手帳の障害等級は、精神障害者の残存症状に伴って起きる日常生活上・社会生活上の不具合に対してそれをカバーするために本人の障害程度に見合った福祉サービスを提供するための目安であり、したがって、その判定は、障害者に伴う日常生活上・社会生活上の不具合を具体的、個別的に判定することによってなされるものであって、精神障害者の日常生活に関連する能力と、社会生活に関連する能力をそれぞれ区分して考慮したうえで、これを総合的に判断すべきものだからである。

そこで、以上に述べた基本的理解を踏まえたうえで、審査請求人の障害等級を2級該当と判定すべきか、3級該当と判定すべきかについて検討する。まず、本件診断書における⑤欄には、同④欄で選択された申立人の病状の具体的症状として、「抑うつ、不安、思考力低下により仕事が上手くできずにケアレスミスをする、また、他人との関わり方がわからず、コミュニケーションが不十分であることから、社会でも孤立しており、仕事になじめず、職を転々としている。」との記載があるところ、かかる記載内容は、本件診断書における前記⑥の2欄の記載内容及び同⑦「⑥の具体的程度、状態等」欄（以下「⑦欄」という。）の「他者との交流を十分に行えず、コミュニケーションがはかれない。このため職場で孤立している。また、欲しいと思ったものを考えられず購入してしまうため、クレジットカードを含む金銭管理ができない」

との記載内容を矛盾なく裏付けており、したがって、審査請求人の障害等級は、本件診断書における⑥の2欄及び⑦欄の各記載を基礎に総合的に判定されるべきである。そのためには、本件診断書における⑥の2欄記載の項目(1)～(8)のうち、項目(1)、(2)、(3)及び(6)の判定事項について日常生活に関する能力障害の程度を吟味したうえ、これに項目(4)、(5)、(7)及び(8)の判定事項である社会生活に関する能力障害の程度を加えて、2級相当か3級相当かを総合的に判定する必要がある。本件判定基準によれば、障害等級2級の精神障害の状態とは、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするものであり、必ずしも他人の助けを借りる必要はないものの、日常生活は困難な程度のもものと位置付けられており、その例として、食事をバランス良く用意する等の家事をこなすために助言や援助を必要とすること、清潔保持が自発的かつ適切にできないこと、自発的な行動に困難があること、金銭管理ができないことがあること等が挙げられている。一方、障害等級3級の精神障害の状態とは、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもものとされ、その例として、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難であること、デイケア等、障害者総合支援法に基づく自立訓練（生活訓練）、就労移行支援事業等を利用する者、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれること、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると、困難が生じてくることもあること、清潔保持は困難が少ないこと、金銭管理はおおむねできること等が挙げられている。

以上に述べてきたところから考察すると、本件診断書における⑤欄、⑥の2欄及び⑦欄の記載では、日常生活で「援助があ

ればできる」とされる項目は6欄の項目(3)の判定事項である「金銭管理と買物」のみであり、また、社会生活で「援助があればできる」とされる項目は同6欄の2の項目(5)の判定事項である「他人との意思伝達・対人関係」のみであり、その余の同6欄の2の6項目(1), (2), (4), (6), (7)及び(8)の判定事項はすべて「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」とされていること、もっとも同7欄には上記6項目の判定事項について特段援助を必要とする事態が生じた事実を指摘する記載はまったくなく、かかる6項目の判定事項に関する限り、軽度ないし中程度の問題はあるものの、おおむね適切に行うことができ、援助があればより適切におこなうことができる程度との判断が可能であること、同6欄の2の項目(3)の判定事項については、同⑦欄の記載によれば、「欲しいと思ったものを考えられず購入してしまうため、クレジットカード含む金銭管理ができない」というものであるが、かかる状況は浪費癖の人間にも往々にして見られるものであって、これをもって直ちに「援助なしには金銭管理や買い物ができないもの」とまでは断定できないこと、もっとも、同6の2欄の項目(5)の判定事項については、同⑤欄及び⑦欄の記載によれば、「抑うつ、不安、思考力低下により仕事が上手くできずにケアレスミスをする、また、他人との関わり方が分からず、コミュニケーションが不十分であることから、社会でも孤立しており、仕事になじめず、職を転々としている」(⑤欄)、「他者との交流を十分に行えず、コミュニケーションがはかれない。このため職場で孤立している、」(⑦欄)というものであり、かかる状況の発現は審査請求人の注意欠陥多動性障害及びうつ病による遂行機能障害、相互的な社会関係の質的障害等に起因するものであって、決して軽度の問題とはいえないが、他方、上記⑤欄及び⑦欄の記載によれば、「仕事になじめず、職を転々として

いる。」，「（コミュニケーションがはかれないため）職場で孤立している。」との点が指摘されていることから，審査請求人は現に就労し，稼働していたものであること（その雇用先が，保護的配慮のある事業所であるかどうかは不明であるが，通常の雇用契約による就労の可能性が高いことが窺われる。）が認められ，これらを総合勘案するならば，審査請求人の障害等級は3級と判定するのが相当である。

(オ) 以上によれば，審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級は3級とするのが相当であるから，本件処分は適法及び妥当なものであったと認められる。

(2) なお，審査請求人の主張について付言する。

まず，審査請求人は，本件処分が，本件診断書記載の内容・病状が前回処分時の前回診断書より重い診断であるにもかかわらず，しっかりした検討をしないまま前回処分の障害等級3級の判定をそのまま引き継いでいると主張するが，精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定においては，前回処分時に提出された前回診断書と本件診断書を比較することはなく，本件診断書の記載内容のみにより判定をしている。また，審査請求人が前回所持していた精神障害者保健福祉手帳は，他の都道府県（審査請求人が提出した書面から□□□□）であることが窺われる。）において交付されていたものを，審査請求人の神戸市への居住地変更により，処分庁は，他の都道府県知事が行った前回処分の障害等級と有効期限をそのまま引き継いで処分庁で交付したものであり，前回処分の障害等級について処分庁は何ら関与していない。

次に，審査請求人は，□□年□月□日に破産が確定しており，自己破産した審査請求人には金銭の扱いができるわけではないのであるから，審査請求人の能力障害（活動制限）は，本件判定基準の「金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。」に該当するものとして，障害等級2級と判定されるべきであると主張する。資料によ

れば、審査請求人について、地方裁判所が、年月日、
「1 債務者審査請求人につき、破産手続を開始する。2 本件破産手続きを廃止する。」との決定を、同年月日には免責許可の決定をしていることが認められる。しかしながら、判定マニュアルによれば、診断書における⑥の2欄の項目(3)の判定事項である「金銭管理と買物」は、「金銭を独力で適切に管理し、自発的に買い物ができるか、援助が必要であるかどうか」を判断するための判定項目であって、その判断については、「金銭の認知、買い物への意欲、買い物に伴う対人関係処理能力に着目する」とされており、破産が確定したからといって、そのことのみから破産者が金銭を独力で管理したり、自発的に買い物をすることができなくなるわけではないから、主張自体失当である。

さらに、審査請求人は、本件診断書における⑤欄に審査請求人が「仕事になじめず、職を転々としている。」、同⑦欄に審査請求人が「職場で孤立している」との記載があることから、かかる記載を根拠に「審査請求人が就労して稼働していた」と認定されることを非難し、審査請求人は働くと出血が止まらなくなるために1日や3日で仕事をやめざるを得なかったから、就労していたものではないと主張するが、本件の全資料によっても審査請求人の主張を認めることはできないから、かかる審査請求人の主張も理由がない。

第5 調査審議の経過

令和3年3月26日 第1回審議

令和3年4月26日 第2回審議

令和3年5月31日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 処分庁の適用した規範等

- (1) 法第45条第2項及び第6項を受けた施行令第6条第3項は、障害の程度に応じて、「精神障害の状態」を3つの等級に分けている。これによれば、障害等級2級は「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」、障害等級3級は「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とされている。
- (2) もっとも、施行令第6条第3項の規定は抽象的なものであるため、これを具体化したものとして、本件判定基準が存在する。これによれば、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる」とされている。
- (3) 本件判定基準の「(2)精神疾患（機能障害）の状態」における障害等級2級は「7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」と、障害等級3級は「7 発達障害によるものであつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの」とされている。
- (4) 本件判定基準の「(3)能力障害（活動制限）の状態」における障害等級2級は、同表障害等級2級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までのいくつかに該当するものと、障害等級3級は、同表障害等級3級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までのいくつかに該当するものとされている。

また、本件判定基準のうち、「(3)能力障害（活動制限）の状態」の判定基準を更に具体化したものとして、判定マニュアルがある。

判定マニュアルは、障害等級2級及び3級の1から8までの各項目の該当性を判断するにあたっての着眼点等が記載されており、ある程度の目安として、2級と判定するには日常生活に関連した項目の複数

が「援助があればできる」に、3級と判定するには「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」の複数に該当する必要があるとされている。

また、「日常生活能力の程度」欄のそれぞれにより考えられる生活能力の状態の程度は、概ね、「精神障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける」は「おおむね3級程度」に、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」は「おおむね3級、または2級程度」に、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」は「おおむね2級又は1級程度」とされている。

2 処分庁の適用した規範等の合理性及び適切性

(1) 本件判定基準は厚生省（現在の厚生労働省）が、法の目的及び理念に則り、専門的知識や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき作成したものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、本件審査請求手続の中で、本件判定基準の内容の不合理性・不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、厚生省の専門的知見を踏まえて作成された、本件判定基準の内容は不合理・不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従って判断することが相当である。

(2) また、判定マニュアルは、厚生労働省から委嘱を受けた専門家が、法の目的及び理念に則り、精神障害者保健福祉手帳を交付するに際して、いかなる具体的基準を定立するのが適切かつ合理的かという視点から、長年にわたり研究を重ねた結果が記載されているものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、不合理性・不適切性の点に関する具体的な指摘あるいは主張がない。そうである以上、精神障害の専門家の知見を踏まえて作成された判定マニュアルの内容は、不合理・不適切

とはいえ、特段の事情がなければ、これに従って判断することが相当である。

(3) 上記(1)及び(2)に関して、審査請求人から、本審理手続において、処分庁が、本件処分を行うにあたり、本件判定基準及び判定マニュアルに準拠することが不合理・不適切であることをうかがわせる特段の事情について具体的主張はなされていない。

3 本件処分の適法性等

審査請求人の精神障害の状態について記載する客観的資料としては、本件診断書があり、本件診断書の記載内容自体については審査請求人も争う姿勢を示しておらず、また、本件診断書に反するような証拠も提出されていないため、本件診断書を基に本件判定基準及び判定マニュアルに照らして判断するところ、当審査会としても、審査請求人の精神障害の状態としては障害等級3級とするのが相当である、と判断した。理由については、第4-2記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委員 大 原 雅 之

委員 西 上 治